

社会保障制度改革推進本部の設置について

- 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成 25 年法律第 112 号）（抜粋） 1

- 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 25 年政令第 365 号）
. 4

- 社会保障制度改革推進本部令（平成 26 年政令第 218 号） . . . 5

- 社会保障制度改革推進本部の副本部長の特定について
（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定） 6

- 社会保障制度改革推進本部の本部員の指定について
（平成 25 年 12 月 20 日内閣総理大臣決定） 7

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 112 号)(抜粋)

第三章 社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議

第一節 社会保障制度改革推進本部

(設置)

第七条 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、内閣に、社会保障制度改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第八条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 前章の措置についてその円滑な実施を総合的かつ計画的に推進すること。
- 二 前章の措置についてその実施状況の総合的な検証を行うこと。
- 三 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革について、前号の検証の結果に基づき、必要があると認めるときは、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え方等に基づき、当該改革に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこと。
- 四 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革について、社会保障制度改革推進会議が第十九条の規定による意見を述べた場合において、必要があると認めるときは、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え方等に基づき、当該改革に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこと。

(組織)

第九条 本部は、社会保障制度改革推進本部長、社会保障制度改革推進副本部長及び社会保障制度改革推進本部員をもって組織する。

(社会保障制度改革推進本部長)

第十条 本部の長は、社会保障制度改革推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(社会保障制度改革推進副本部長)

第十一条 本部に、社会保障制度改革推進副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、国务大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(社会保障制度改革推進本部員)

第十二条 本部に、社会保障制度改革推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者(第一号から第四号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。)をもって充てる。

一 内閣官房長官

二 総務大臣

三 財務大臣

四 厚生労働大臣

五 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料の提出その他の協力)

第十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(設置期限)

第十五条 本部は、その設置の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日まで置かれるものとする。

(主任の大臣)

第十六条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

(中略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三章第一節の規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

**持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部
の施行期日を定める政令(平成 25 年政令第 365 号)**

内閣は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成 25 年法律第 112 号)附則第 1 条第 1 号の規定に基づき、この政令を制定する。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行期日は、平成 26 年 1 月 12 日とする。

社会保障制度改革推進本部令(平成 26 年政令第 218 号)

内閣は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（専門調査会）

第一条 社会保障制度改革推進本部は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門調査会を置くことができる。

- 2 専門調査会の委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門調査会の委員は、非常勤とする。
- 4 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

（社会保障制度改革推進本部の運営）

第二条 この政令に定めるもののほか、社会保障制度改革推進本部の運営に関し必要な事項は、社会保障制度改革推進本部長が社会保障制度改革推進本部に諮って定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

社会保障制度改革推進本部の副本部長の特定について

〔平成25年12月20日〕
閣議決定

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）の施行（平成26年1月12日）により内閣に社会保障制度改革推進本部が設置されることに伴い、社会保障制度改革推進副本部長に充てられる国務大臣は、社会保障・税一体改革担当大臣とする。

社会保障制度改革推進本部の本部員の指定について

〔平成25年12月20日〕
〔内閣総理大臣決定〕

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）第12条第2項第5号の社会保障制度改革推進本部員として、内閣府特命担当大臣（少子化対策）を指定する。